

# 東京大学法学部管理運営規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第36号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則に定めのあるもののほか、東京大学法学部(以下「学部」という。)の管理運営に関し必要な事項について定める。

(学部教授会)

第2条 学部に、学部教授会を置く。学部教授会は、学部の教育又は研究に関する重要事項について審議し、東京大学の規則によりその権限に属する事項を行う。

2 学部教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

(学部長の任期)

第3条 学部長の任期は、3年とする。ただし、その末日が年度の末日でないときは、任期末日の直前の年度の末日までとする。

2 前項のほか、学部長に関し必要な事項については、別に定める。

(課程(類))

第4条 学部に次の課程(類)及び学科目を置く。

第1類(法学総合コース)、第2類(法律プロフェッション・コース)、第3類(政治コース)

民刑事法、基礎法学、公法、政治史・政治思想史、現代政治

(教育研究の実施)

第5条 学部は、法学政治学研究科の協力を受けて、教育研究を実施するものとする。

(細則への委任)

第6条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に学部長である者の任期は、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和7年7月17日から施行する。

## 沿革

### 東京大学法学部管理運営規則

#### 体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第4章 学 部

#### 沿革情報

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成21年11月25日

◇平成27年03月26日

◇平成29年03月30日

◇令和07年07月17日